

次に、「議案第93号 平成20年度飯塚市老人保健特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

○ 健康増進課長

議案第93号平成19年度飯塚市老人保健特別会計補正予算（第2号）について、補足説明をいたします。補正予算書の119ページをお願いいたします。第1条において、歳入歳出にそれぞれ10億4856万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億859万6千円と定めるものでございます。

まず、歳出についてご説明をいたします。老人保健につきましては、19年度をもって制度が廃止され、後期高齢者医療制度へと移行いたしておりますが、老人保健特別会計は、残務処理のため21年度まで継続いたします。20年度予算の主な歳出につきましては、20年3月分及びこれまでの過誤請求や月遅れ請求分の医療費となります。124ページをお願いします。2款 医療諸費、1項 医療諸費、1目 医療給付費につきましては、約10億5000万円の減額補正をいたしております。これは、20年度の主な歳出が1ヶ月分の医療費であることから、この医療費が過大であったり、高額な過誤や月遅れ請求が数ヶ月あった場合、補正が間に合わず支払ができないことが考えられます。過去の医療費をみますと1ヶ月で3、4億円の過誤や月遅れ請求があったことがあるため、当初予算編成におきまして、2か月分の約24億6500万円を計上いたしておりました。しかしながら、これまで大きな過誤や月遅れ請求等がございませんので、減額補正をお願いするものです。

122ページをお願いします。歳入につきましては、1款支払基金交付金、2款国庫支出金、3款県支出金、4款繰入金それぞれにおいて、歳出の減額補正に伴う金額に、19年度それぞれの精算額を加えた額を計上いたしております。

以上で、老人保健特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第93号 平成20年度飯塚市老人保健特別会計補正予算（第2号）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第94号 平成20年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 介護保険課長

補正予算書の127ページをお願いします。「議案第94号 平成20年度飯塚市介護保険特別会計補正予算 第1号」の補足説明をいたします。第1条で保険事業勘定の歳入歳出をそれぞれ1億2,827万円追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ105億4,568万円に、同条第3項で介護サービス事業勘定の歳入歳出をそれぞれ495万8千円減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,078万8千円にしようとするものです。今回の補正は、全費目について見直しを行い、決算見込みをたてた中で補正を行うものです。補正の内容につきましては、保険事業勘定の歳出から事項別明細により主なものについて説明いたします。

補正予算書の137ページをお願いします。2款 保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費3,956万5千円の追加から、139ページの同款4項特定入所者介護サービス等費2目特定入所者介護予防サービス費13万4千円の追加まで、各目の増減補正は今年度前半の保険給付の実績に応じて今後の給付見込みを保険給付全般にわたり見直し、

保険給付費の総額を 2,093 万 7 千円減額し、9 億 6 千万 5,700 万 8 千円にしようとするものです。

次に 140 ページの、4 款 地域支援事業費、2 項介護予防事業費、1 目介護予防特定高齢者施策事業費 2 億 7 千万 4 千 7 百 5 千円減額は、20 年度から介護保険事業の一環として実施しました特定高齢者を把握するための生活機能評価委託料が受診実績から不要額の減額 1655 万 8 千円が主な減額要因となっています。

次に 141 ページの、5 款 基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金は 3069 万 1 千円を追加し、1 億 2348 万 6 千円にしようとするもので、20 年度中に生じる保険財政上の余剰金及び預金利子、運用利子を介護給付費準備基金積立金に積み立てるものです。本年度は第 3 期（18～20 年度）介護保険事業計画の最後の年度となります。3 年間の保険給付額（277 億円）が計画値（291 億円）を下回る見込みであることから、介護給付費準備基金に積み立てた余剰金の額は、基金運用利子等を含め約 4 億 1900 万円となる見込みです。この積立金は最低限必要な額を除き次期（21～23 年度の第 4 期）計画期間において、基金を取り崩し、歳入として特別会計に繰り入れ、現行保険料の現状維持、税制改正に伴う激変緩和措置の終了に変わる軽減措置を検討していますので、その財源として活用していく方向で検討しています。同じく 141 ページ 6 款 諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金の 1 億 6,803 万 7 千円は、国・県・社会保険診療報酬支払基金の介護給付費及び地域支援事業の交付金等の前年度額確定に伴う超過受け入れ分を返還するものです。

次に歳入を説明いたします。132 ページをお願いします。3 款 国庫支出金、1 項国庫負担金から 134 ページの、6 款 繰入金、1 項一般会計繰入金までの減額補正は、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の補正に対応して、それぞれ負担割合などで増減補正をしております。同じく 134 ページの 7 款 繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 2 億 1995 万 3 千円の増額は、前年度繰越金を計上するものです。

引き続き、145 ページから 150 ページの介護サービス事業勘定について説明いたします。148 ページの歳出において 1 款 総務費及び 2 款 事業費の保健師・ケアマネジャーの嘱託職員賃金等の減額補正を行い、これに伴い 147 ページの歳入、2 款 繰入金、1 目一般会計繰入金を減額補正したものです。以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

今の説明の順番に、歳出の方からしなきゃいけないですかね。それでは、歳出の方で基金の 1 億 2,300 万円という数字がありました。それから、歳入の方で、繰越金というのが 2 億 2,000 万円という数字がありました。この 2 億 2,000 万円というのが、この会計の黒字というふうに見て良いのかどうか、更にこの基金の使い道は見直し年度ですから、それでいろいろ計画に使いたいというようなことでありましたので、そこへんのお金の関係と見直しの説明をもう少しちょっと、もう一度聞かせていただければと思います。

○ 介護保険課長

まず、繰越金の 2 億 2,000 万円の方からご説明させていただきます。2 億 1,995 万 4 千円を計上いたしておりますけど、これは 19 年度の介護保険特別会計の保険事業勘定の実質収支の差額でございます。その内訳といたしまして、介護給付費、保険給付費及び地域支援事業に係る国、県社会保障診療報酬支払金からの法定負担を超えた超過交付分と申しまししょうか、20 年度は多く頂いた額を返還すべき額として、前年度から繰越したものが概ね 1 億 6,800 万ほどございます。それと、保険料の余剰金、19 年度末に基金として保険料を 2 億 9,500 万ほど積み立てておりますけど、その残りの額が 4,700 万ほどございます。その他、事務費の繰越等が 480 万ほどございます。ですから、2 億 2,000 万円の繰越金の額全てが黒字ということではございません。概ねその中に含まれる黒字は、4,700 万程度となっております。それから、基金

積立金のところで、1億2,300万の準備基金を積み立てております。これは、介護保険制度は3年を1期とした事業運営を行いまして、事業期間において3年間の給付額を見込み保険料を算定いたしますけど、事業計画どおりに給付事業等が推移するとは限りません。実際の給付額が、事業計画の給付を上回って保険料残に財源が不足する場合、あるいは事業計画の給付費を下回って、保険料の余ると言いますか余剰金が生じる場合がございます。今回のように保険料の余剰金が生じる場合には、市の介護給付費準備基金に積み立てることになりまして、この基金は、高齢化の進行に合わせて増え続ける、今年度以降ですけれども、介護給付費の財源に充てるために積み立てるものです。この基金を取り崩す場合には、介護保険の保険給付費あるいは財政安定化基金の拠出金、財政安定化基金を借りた場合の返還金、償還金の財源に限り充当することが出来るようになっております。先ほど申しまして、21年度から3年ごとの保険料の見直しがございますけど、今回第3期、18年度から20年度にかけまして、4億1,900万の剰余金が生じておりますので、これは次期繰入れを行いまして、保険料の現状維持若しくは、先ほども申しましたが、税制改正に伴う保険料の激減緩和措置の終了に変わる新しい軽減制度と言いますか、その財源に充てていきたいと考えております。

○ 楡井委員

今の計画は、主にはいろんな過不足の関係の財源というようなことでありましようけど、この基金を使って21年度見直しの保険料を出来れば据え置きたいというようなご意見と言いますか考え方であったと理解いたします。是非、保険料は全国的には何百円かまた上がるような方向が打ち出されているようでありますから、そう意味ではこれは是非がんばって頂きたいというふうに思います。それで、保険料の収入と言いますか、歳入のところで2,400万ほど減額になっていますが、これはどういう理由なのか、国保のところでお聞きしましたが、同じような内容と言いますか、傾向と言いますか、そういう経済情勢が主だというようなことなんでしょうか。説明をお願いいたします。

○ 介護保険課長

介護保険料は、収入と申しますよりも、住民税の課税、非課税で保険料の段階が変わってまいります。保険料は、6段階5種類に分かれております。今回の補正につきましては、高齢者人口の伸び率が、前年と比較しまして1.7、8%の増加を見込んでおりましたけど、実質的には0.98%の増加というところで、実際の見込んだ人数よりも少なかったことが、第一の原因でございます。それともう一つの原因といたしましては、やはり経済情勢が多少影響しておると思っておりますけど、保険料段階の高い方、6段階、5段階、基準額の1.5倍、1.25倍の払ってある方の人数が見込みよりも減りまして、どちらかと言えば、保険料基準額の1.1倍もしくは0.75倍の方にシフトしたということがございますので、経済情勢等も若干反映しているのではないかと考えております。

○ 楡井委員

18年の法の改定ということで、車椅子や電動ベッドの貸しはがしが行われましたけど、この補正予算の中では、この影響がどういうふうに表れているか、ちょっと私は数字を見きれないんですけど、現在の貸出状況と19年の決算の時の比較はどうなっておるか説明をしてください。

○ 介護保険課長

18年の4月から、介護保険の改正を行われまして、車椅子及びその付属品、特殊寝台及びその付属品などが要介護2、要介護1以下の方については、条件付きでしか使用出来なくなっております。18年4月現在では、1月でございますけど、車椅子の利用者の方は227人、それから特殊寝台の利用者の方は563人、合わせて790人いらっしゃいました。現実には、20年3月現在でございますけど、車椅子の利用者の方は25人、要介護1以下の方でございますけど、特殊寝台利用者の方は14人、39人ということで、法改正以後2年が経過いたしまして、

軽度認定者の方の特殊寝台、車椅子の利用は 20 分の 1 というような状況でございます。概ね現在の状況も変わっておりません。車椅子については、20 人から 30 人の方、特殊寝台については、10 人から 20 人程度の方が要介護 1 以下の方でございますが、利用されている状況でございます。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

今、最後にお聞きしました法的欠陥なんですけども、必要な方からも貸しはがしが行われているんじゃないかと、その結果が約 20 分の 1 にまで使用者が減ったということ、これが現在も変わっていないという状況であります。繰越金その他、それから先ほど言われた 1 億 2,300 万の基金を活用して、先ほど説明されたような活用の方法に加えて、これが検討出来ないものか、是非、温かい行政を実現するためにも、市独自の貸しはがしを少なくするという方向でがんばっていただきたいなというふうに思います。この黒字の状況を、更になんか頑張っていただいという要望も付けて、反対の態度表明といたしたいと思います。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

(他に討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第 94 号 平成 20 年度飯塚市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)」については、原案のとおり可決することに賛成の議員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 10